

第10号議案

中野区における平和行政の基本に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出します。

令和5年2月22日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

平和基金の額について規定を整備する必要がある。

中野区における平和行政の基本に関する条例の一部を改正する
条例

中野区における平和行政の基本に関する条例（平成2年中野区条例
第24号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（積立額）

第5条 基金として積み立てる額は、中野区一般会計予算の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。